

訪問看護第三者評価の概要



愛知県看護協会 常務理事

久米 淳子

本日のお話

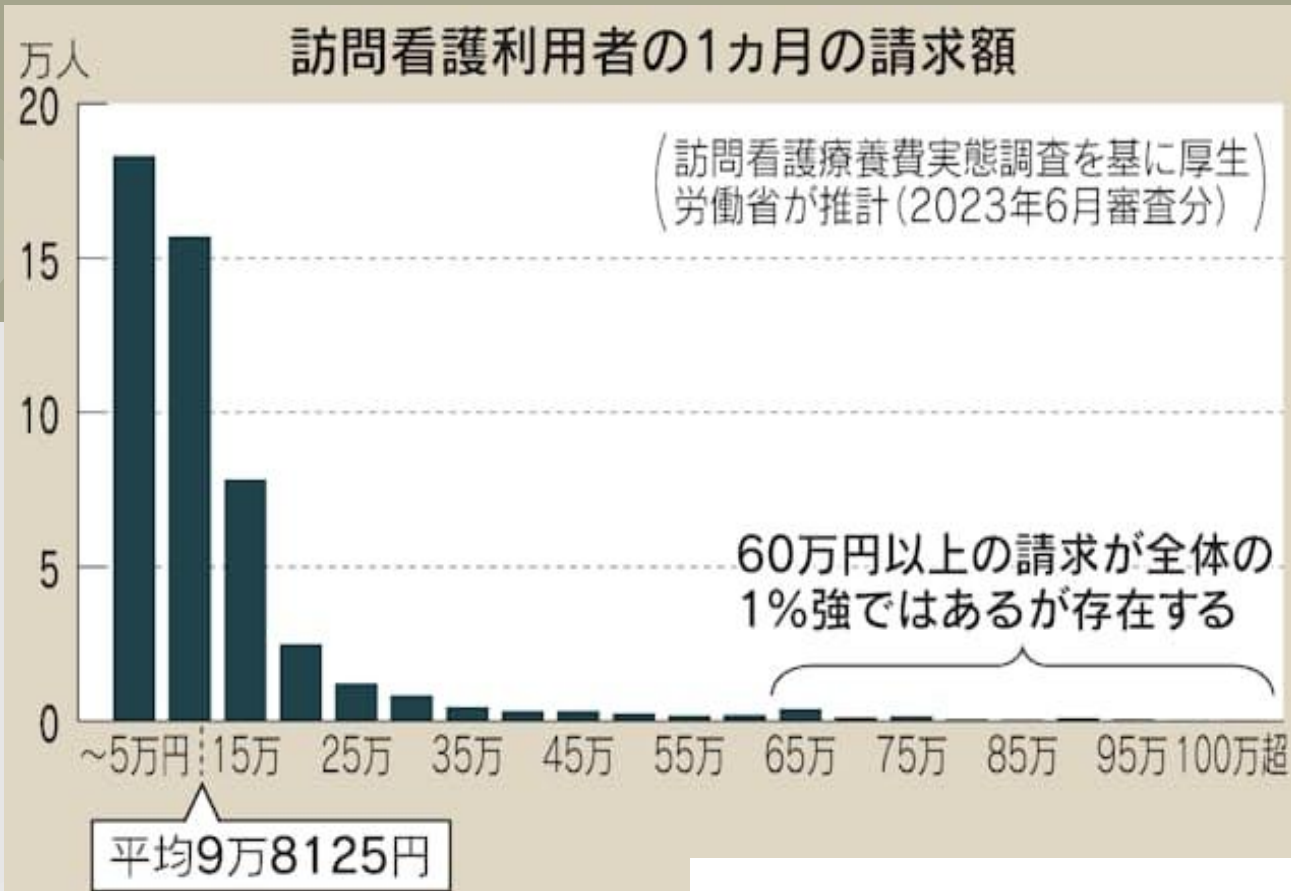


- 訪問看護の現状と「2040年に向けた訪問看護のビジョン」
- 医療・福祉の第三者評価事業
- 訪問看護の質評価の現状
- 愛知県看護協会 訪問看護第三者評価の概要



ホスピス型住宅で過剰請求!

～訪問看護で不正、明細確認を～



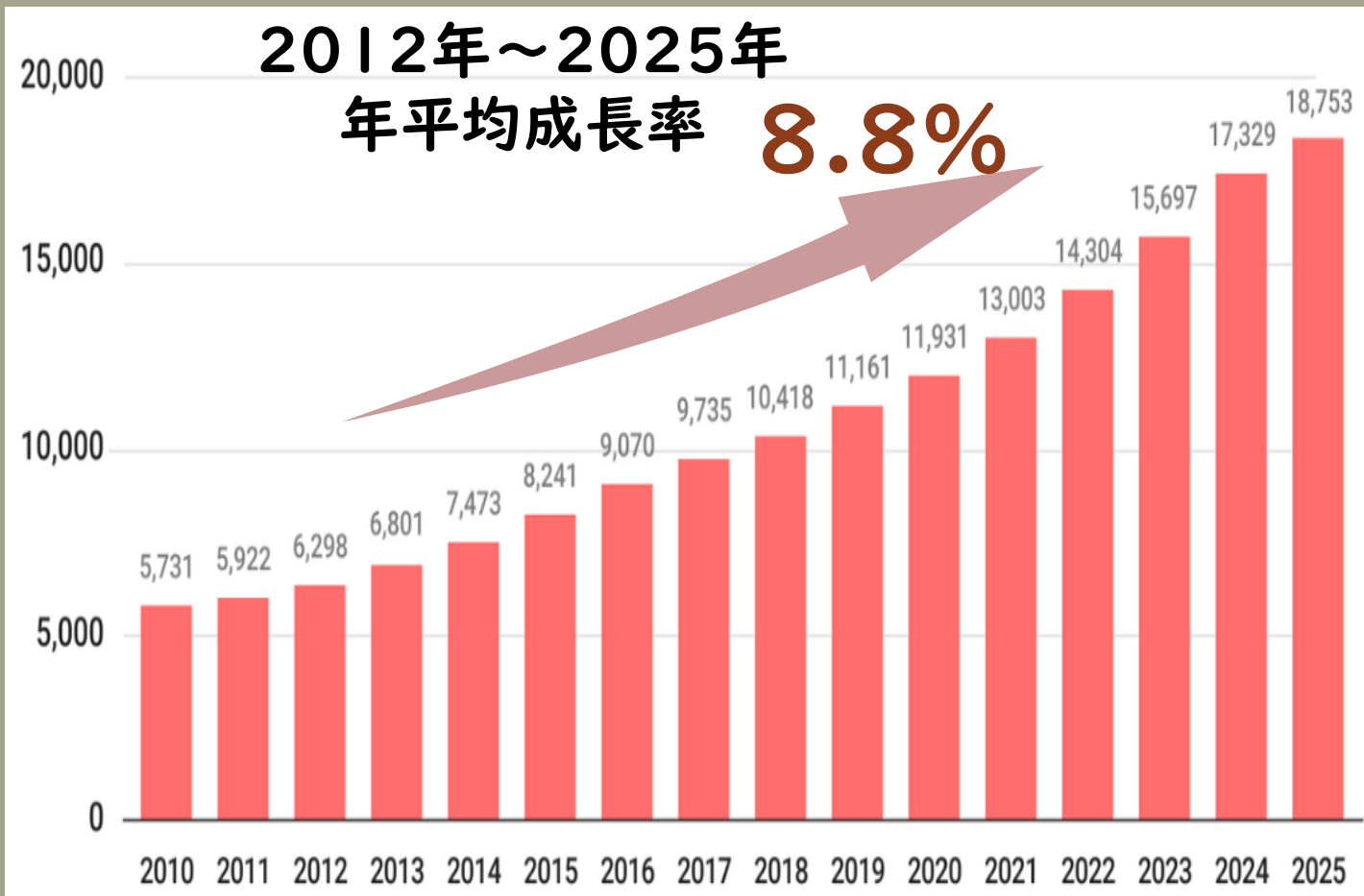
日本経済新聞

- 高齢者住宅と訪問看護を組み合わせた「ホスピス型住宅」で診療報酬の不適切請求の疑いが発覚した。末期がんや難病などの場合、医療保険で上限なく訪問看護を利用でき高額になりやすい。利用者本人の支出は一定額までに抑えられるため過剰請求に気づきにくい。明細を確認することが大切だ。
- 「看護師1人の訪問なのに複数名として請求している」「同行したとされる職員は数秒滞在しただけ」

2025年7月12日

訪問看護第三者評価の紹介

訪問看護ステーション数の推移



● 訪問看護事業所数過去最多

■ 休廃止も過去最多！

休止：355件

廃止：886件

< 休止理由 >

① 人員基準が不足

② 利用者が少なく経営困難

③ 従業員確保が困難

< 廃止理由 >

① 従業員確保が困難

② 管理者が退職

③ 利用者が少なく経営困難

2040年に向けた訪問看護のビジョン（概要①）

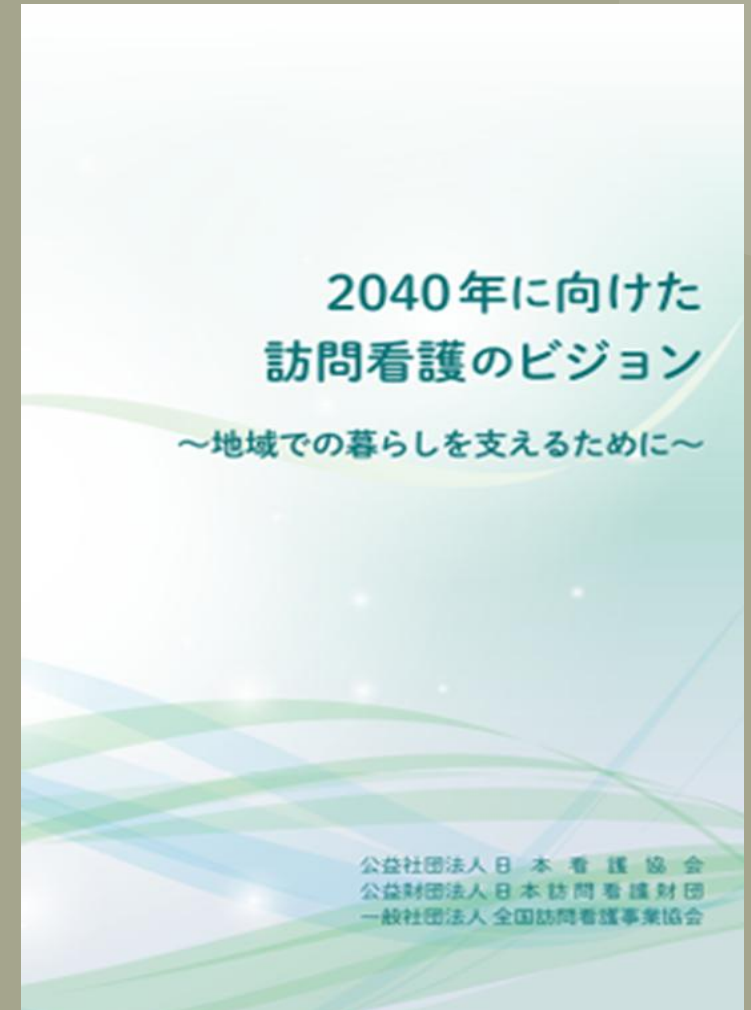
～地域での暮らしを支えるために～

I 訪問看護事業所の基盤強化

- 1 安定的な人材確保と規模拡大
- 2 継続的な運営の実現
- 3 関係機関との連携・協働
- 4 訪問看護総合支援センター等の活用推進

II 訪問看護の機能拡大

- 1 訪問看護提供の場の拡大
- 2 地域のニーズに応じた事業所の包括的なケア提供
(療養通所介護・看多機の設置推進)
- 3 医療・介護DX等を通じた訪問看護の業務効率化等



2040年に向けた訪問看護のビジョン(概要②)

Ⅲ 訪問看護の質の向上

- 1 多様なニーズに対応できる訪問看護師の育成
- 2 在宅領域における専門性の高い看護師の育成と活用
- 3 生涯学習・研修体制の整備と活用
- 4 管理者の質向上と育成促進

5 訪問看護の質評価の推進

Ⅳ 地域共生社会に向かう、地域包括ケアシステムの深化・推進

- 1 国民への訪問看護の周知
- 2 多様なニーズに対応する看護体制の強化

Ⅲ-5 訪問看護の質評価の推進

- 訪問看護の質の向上には、事業所の体制（人員体制、サービス提供体制等）を評価する「**ストラクチャー評価**」とケアの実施について評価する「**プロセス評価**」、利用者の状態を評価する「**アウトカム評価**」が重要である。
- 訪問看護事業所は、個別ケアの評価、看護師の評価、事業所の評価、事業所を含むシステム（利用者を取り巻くサービス群）の評価、地域全体の評価と、視点を広げて検討できるようにする。
- 訪問看護事業所は、自己評価に加え、**第三者評価を導入**するなど、PDCA サイクルを回し、質の向上ができるよう取り組む。

「医療の質は3つの側面から評価される」

ドナベディアン(Dona-bedian, A. 1919-2000)
ミシガン大学教授



- 施設・設備・医療機器
- 医療スタッフの種類や数

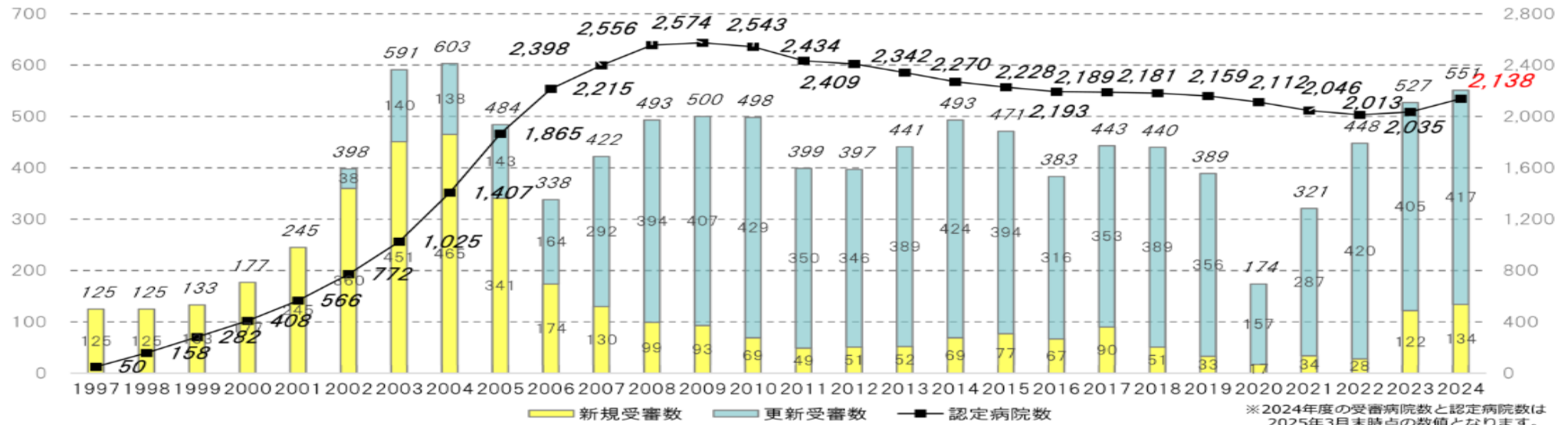
- 実施した診療や看護の内容
- 職員の行動

- 治療、合併症、生存率
- QOL
- 患者満足
- 職員満足

医療サービス第三者評価事業 病院機能評価

全国の約25%の病院が
病院機能評価を受審

受審・認定病院数の推移 (2025年3月末時点)



評価体系の進化

第一世代 (Ver.2.0~Ver.3.1)

- ・種別 A、B
- ・精神と療養の領域

第二世代 (Ver.4.0~Ver.6.0)

- ・統合版
- ・ケアプロセスの導入
- ・安全評価の体系化
- ・項目と評点の精緻化
- ・構造的側面は定着

第三世代 (機能種別Ver.1.0~)

- ・機能種別版の創設
- ・評価内容の重点化
- ・症例トレース法の採用
- ・評価での双方向性の強化
- ・評点化ルール of 包括化
- ・認定期間中の確認



福祉サービス第三者評価事業

<目的>

- 個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること。
また、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること

<推進体制>

- 全国の推進組織：**全国社会福祉協議会**が、評価事業普及協議会・評価基準等委員会を設置し、福祉サービス第三者評価事業の推進及び**都道府県推進組織に対する支援**を行う
- 都道府県推進組織：第三者評価機関認証委員会・第三者評価基準等委員会を設置し、第三者評価機関の認証、第三者評価基準の策定、第三者評価基準結果の公表等を行う

<分野別> 「高齢者福祉サービス」「障害者・児福祉サービス」「保育所」

※社会的養護関係施設(例:児童養護施設等) 2012年より義務化 他は任意

<受審料> 例) : 30万~50万?

<受診率> 例) 特別養護老人ホーム : 4.4%(2023年) 訪問介護 : 0.18%

訪問看護ステーションの評価は？

介護保険または医療保険が適応

医療・福祉どちらの
知識も必要不可欠



訪問看護ステーションにおける 事業所**自己評価**のガイドライン

2014年（第1版）

2018年（第2版）

2026年（第3版）

第2版

一般社団法人全国訪問看護協議会 2018年

訪問看護ステーションの質評価の現状

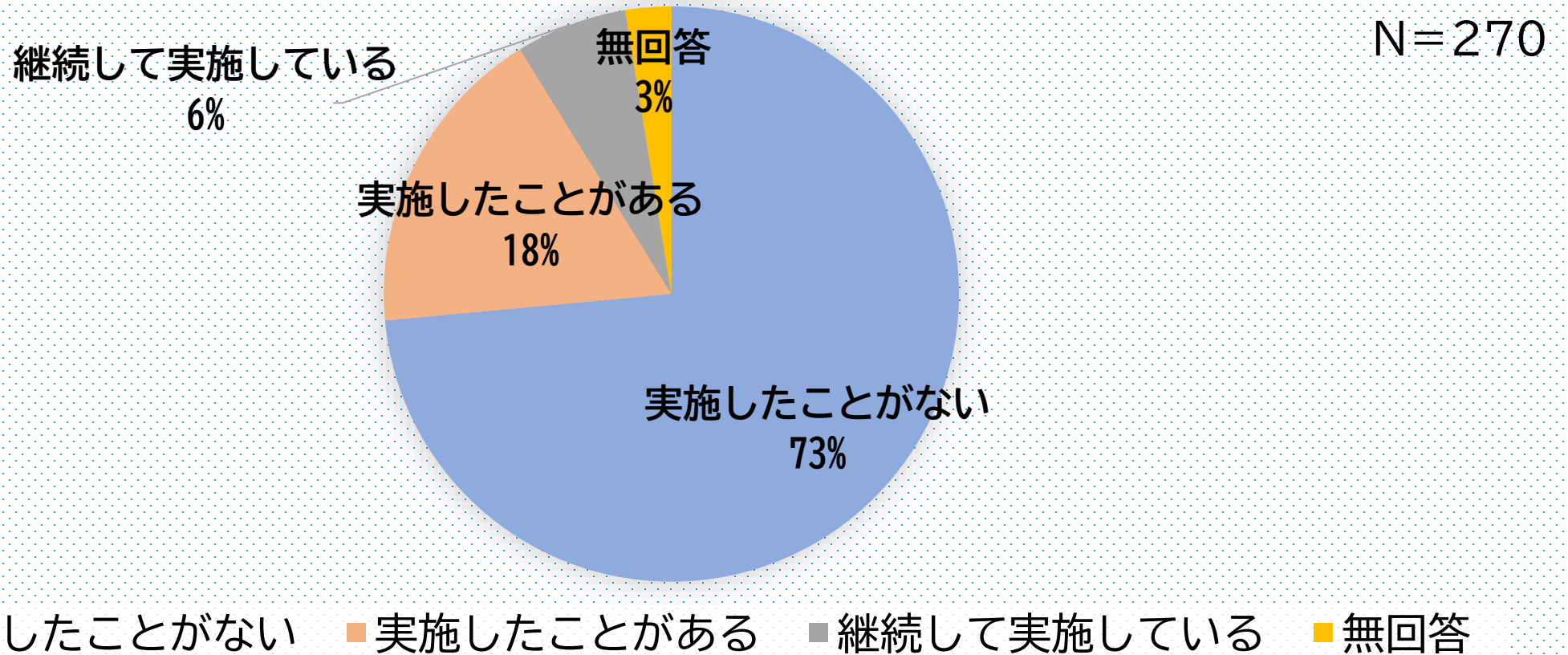
2022年度調査

調査目的	愛知県内の訪問看護ステーションから得られた訪問看護提供体制に関する情報を基に課題を明らかにする。
対象	訪問看護ステーション管理者 948名
方法	アンケート調査(郵送) 調査項目 「訪問看護ステーションにおける自己評価ガイドライン第2版」 の42項目 「一般社団法人全国訪問事業協会出版.平成31年3月発刊」
評価方法	各項目 3段階評価 1.一定水準に達していない 2.一定水準に達している 3.適切に行われている
回収率	27.8% (272/948)

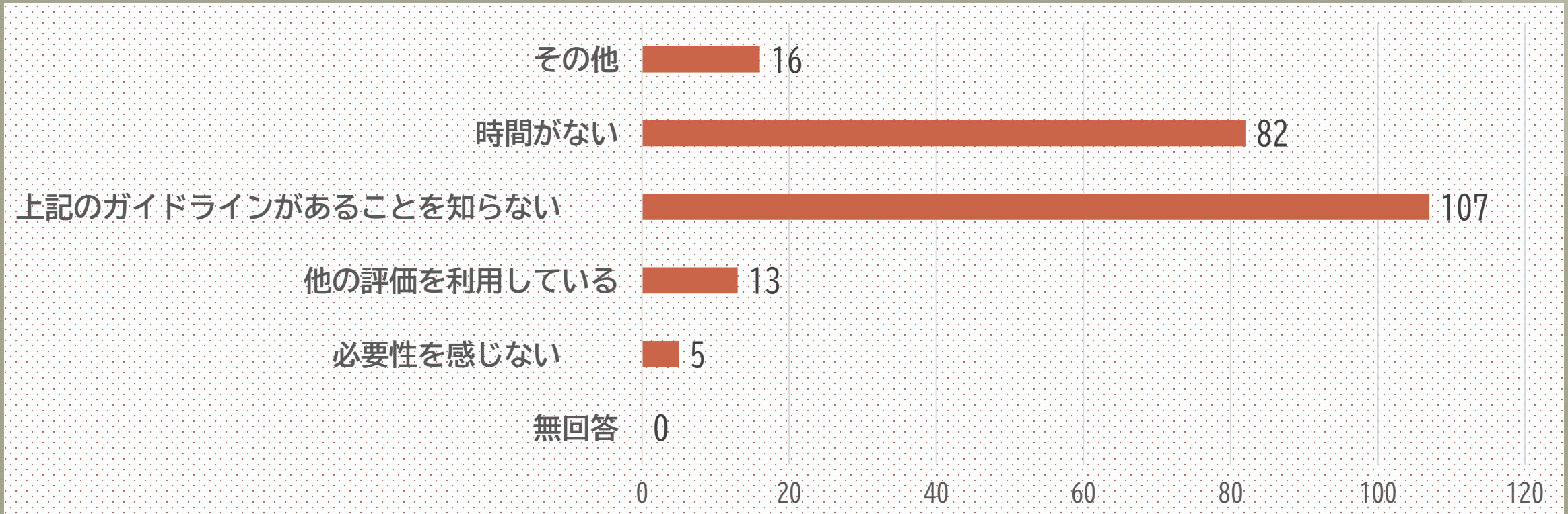


一般社団法人
全国訪問看護協議会
2018年

「訪問看護ステーションにおける自己評価のガイドライン」を活用した事業所評価の実施について



自己評価ガイドラインを実施しない理由



<その他の自由記載>

- ・開所間もないため (6)
- ・今後実施を考えている(2)
- ・使い方が良く分からない
- ・必須の事項でないため
- ・目的・効果について理解していない
- ・評価をして改善するまでのマンパワーがない
- ・評価するほど整備できていない
- ・スタッフへの説明や法人への理解が得られていない
- ・やろうと思いやっていない
- ・ガイドラインを知っているが活用方法に結びつくか曖昧

愛知県看護協会版 訪問看護第三者評価とは



- 訪問看護ステーションが組織的に提供している活動（機能）が、適切に実施されているかを客観的に評価する仕組み



「質改善の支援ツール」

- 訪問看護の第三者評価は**全国初！**

第三者評価における効果

1. 改善のきっかけづくり

第三者評価の受審準備をすることで課題発見・評価ができる

2. 現状の客観的な把握

改善すべき問題点が明確になり、今後につなげることができる

3. 具体的な改善目標の設定

効果的な質改善活動に取り組める

4. 職員の改善意欲の醸成

職員が共通認識を持つことで主体的に取り組む意欲につながる



訪問看護第三者認定事業所

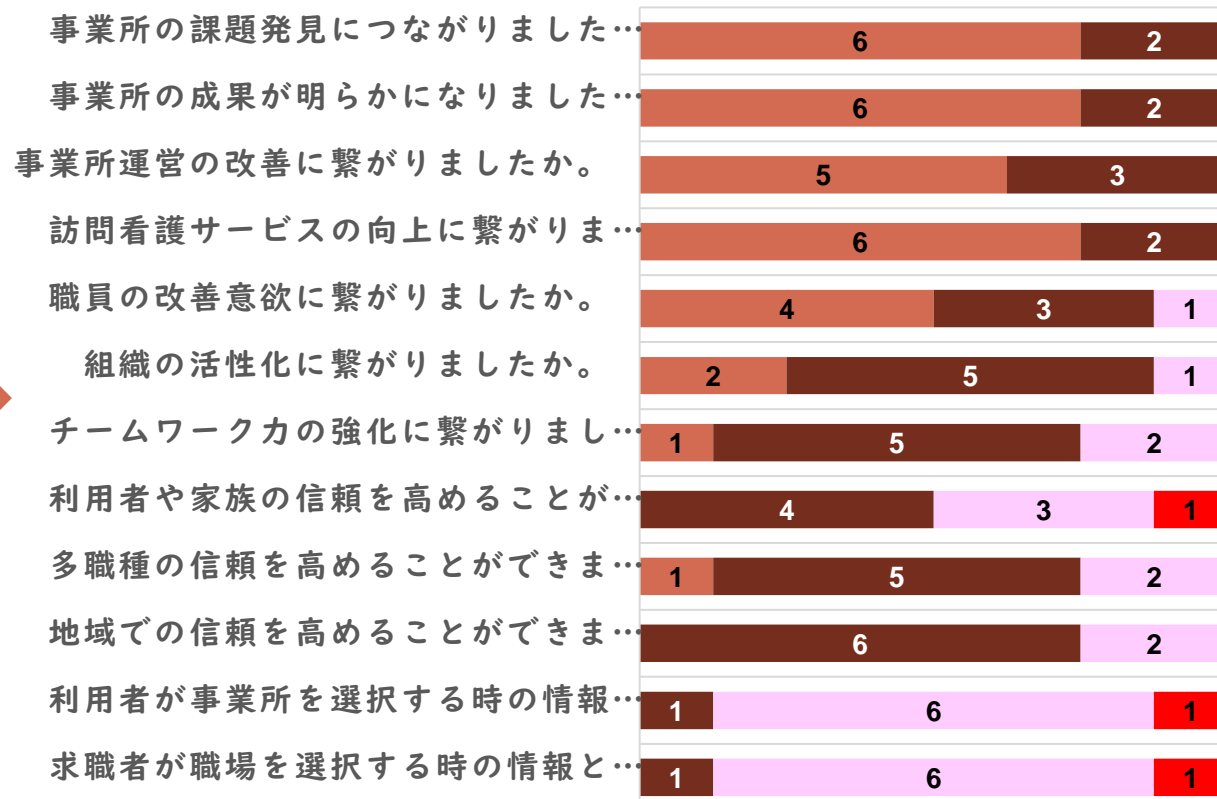
<認定事業所> 10事業所

- ① 刈谷訪問看護ST
- ② 稲沢市民病院訪問看護ST「あしたば」
- ③ 藤田医科大学訪問看護ST「緑」
- ④ 訪問看護ST「きずな」
- ⑤ 訪問看護ST「太陽」
- ⑥ JAあいち中央訪問看護ST
- ⑦ 高浜訪問看護ST
- ⑧ 津島市訪問看護ST
- ⑨ 碧南市訪問看護ST
- ⑩ 海南訪問看護ST

<受審による成果>

n=8

■ とてもそう思う ■ 思う ■ あまり思わない ■ 思わない



愛知県看護協会：第三者評価への取り組み

start

愛知県地域医療計画

- ①サービス提供基盤の充実
- ②退院から看取りまで切れ目のない在宅療養体制確保

訪問看護ステーションの現状

- ①県内設置数は1079事業所（休止18施設、2023.4現在）
- ②医療ニーズの高い利用者、認知症、重度障害患者などが増加
- ③訪看の人員不足

今後

訪問看護体制整備が必要

訪看ステーションの機能強化と
経営の安定化を図ることが重要

愛知県看護協会
の取り組み

令和4年度
県内の訪問看護ステーションの質改善を支援するために
第三者評価を実施

第三者評価の構成

書面審査

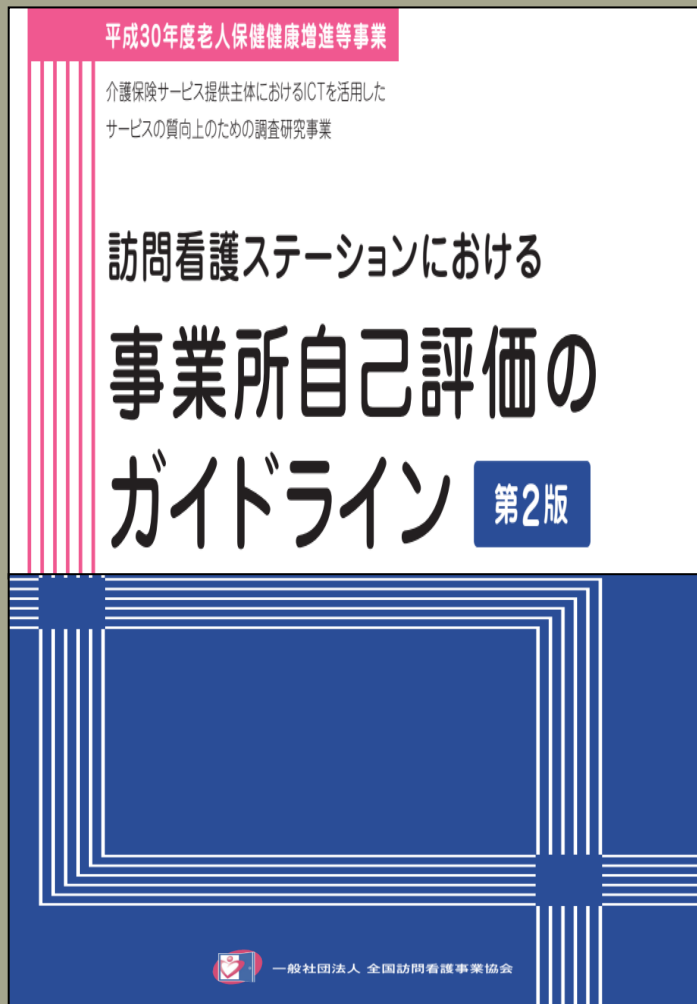
+

訪問審査



1. **書面審査**は、「基本情報調査票（様式2）」と「自己評価調査票（様式3）」で実施
2. **訪問審査**は、「基本情報調査票（様式2）」と「自己評価調査票（様式3）」に基づき事業所の運営基盤と訪問看護提供過程を審査

第三者評価に用いる評価指標



- 2026年度改訂版発表予定 → 第3版
- 「BCP」と「倫理」に関する項目を追加予定

- <訪問看護に求められる役割と目指すべき方向性>
- 医療ニーズの高い人の在宅生活の継続支援
 - 在宅での看取りを支えるケアの提供
 - 小児・精神障害など幅広い疾患や様々な療養生活への対応
 - 多職種と一体となったサービス提供
 - 地域包括ケアシステムの構築に向けた貢献

ガイドラインの枠組み・構造

(評価項目：42、評価指標：49)

- ガイドラインの枠組み = ドナベディアン質評価の枠組み
- 自己評価ガイドラインとしての使用実績がある

指標に決定

Structure的要素

P. 16~36

1. 事業所運営の基盤整備

(設問18)

- ① 理念・目標等を踏まえた事業計画の策定と評価に基づくサービスの改善
- ② 計画的な人材育成
- ③ 人材の配置と体制整備
- ④ 経営・労務の管理
- ⑤ サービスの標準化とリスクマネジメント

5つの大項目

Process的要素

P. 37~69

2. 利用者の状況に応じた専門的なサービスの提供 (設問10)

- ⑥ 利用者のアセスメントに基づく看護計画の作成と見直し
- ⑦ 在宅ケアでの日々の生活を支えるケアの提供

3. 多職種・多機関との連携 (設問10)

- ⑧ 在宅生活の継続を支えるための他職種との連携促進
- ⑨ 円滑で切れ目のないケアの提供

4. 誰でも安心して暮らせるまちづくりへの参画 (設問4)

- ⑩ 地域への積極的な展開
- ⑪ 地域包括ケアシステム構築への貢献

Outcome(結果)

P. 70~71

5. 指標 (49)

- ⑫ 事業所の状況
- ⑬ 利用者の状況
- ⑭ 地域への取り組みの状況
- ⑮ 多機能化への取り組みの状況

訪問看護第三者評価の書類について

様式	書類名	概要
様式1	訪問看護三者評価受審申請書	受審受付：6月、12月の年2回 受審料納付：会員3万円、愛知県訪問看護ステーション協議会会員事業所3.5万円、その他6万円
様式2	基本情報調査票	訪問審査日の1か月前に提出(受審事業所) 2名以上のサーベイヤで書面審査+訪問審査
様式3	自己評価調査票	
様式4	第三者評価結果報告	訪問審査後2週間以内にサーベイヤの合議により作成 訪問審査後6週間以内に受審事業所へ通知(中間報告)
様式5	訪問看護第三者評価審議結果報告書	「様式4」に基づき 審議者 2名が審議したもの (第三者委員会から選出した委員2名)
様式6	疑義申立・回答書	2週間以内に提出(申立)→審議者が再審議(回答書)
様式7	改善指摘事項・報告書	「認定留保」の場合： 原則3か月以内に指摘事項を改善し報告する

訪問看護第三者評価の流れ

サーベイヤーは、**様式4**をリーダーが中心となりとりまとめ(合議)、訪問審査後2週間以内に提出 → 審議者2名による審議(**様式5**)

1. 受審受付

- 愛知県看護協会HPより**様式1**をダウンロードして申し込む
- 申し込み期間：6月.12月

2週間以内

2. 受審日調整

3. 書面審査

- ① 基本情報調査票(**様式2**)
- ② 自己評価調査票(**様式3**)
- ①②を記載し協会へ提出
- ※訪問審査1か月前までに

4. 訪問審査

- サーベイヤーは様式2・3に基づき事業所へインタビュー・ケアプロセス調査を実施

5. 中間結果報告

疑義申立

訪問審査終了後6週間以内に受審事業所へ報告

結果に疑義がある受審事業所は、1か月以内に**様式6**を提出

6. 認定の審議
第三者評価委員会

- 全ての項目の評価が「2」以上 → 「認定」
- 評価「1」の項目があれば、→ 「認定保留」

認定

A 認定事業所 → 認定書

再審査

B 認定保留 → 改善指摘事項を通知(**様式7**)
受審事業所は概ね3か月以内に、**様式7**に基づいて改善に取り組み、改善結果を報告する

第三者評価受審申込み (様式1)

区分	申込み方法
初めての受審	愛知県看護協会のホームページより、 訪問 看護第三者評価の受審申込を行う。 様式1 資料:ダウンロード可
認定更新 認定有効期限 (認定から5年後)	
認定期限の 約1年半前~半年前	



公益社団法人 愛知県看護協会

★第三者評価の申込は今後、6月・12月の年2回実施予定

★受審料 (消費税込)

- | | |
|---------------------|---------|
| 1. 本会会員事業所 | 33,000円 |
| 2. 愛知県訪問看護ステーション協議会 | 38,500円 |
| 3. その他 | 66,000円 |

必要最低経費を
考慮した金額

書面審査：（様式2・様式3）

基本情報調査票 様式2

- ① 訪看の経営主体や設置主体、経営理念や方針、事業計画に関する調査票
- ② 訪看の運営状況・利用者数、職員数等
- ③ マニュアルの整備、人材育成、人材確保に関する調査票
- ④ 多施設、多職種連携に関する調査票
- ⑤ その他

自己評価調査票 様式3

1. 自己評価調査票

全国訪問看護事業協会の「訪問看護ステーションにおける事業所自己評価のガイドライン」項目使用

※各管理者は担当する領域の職員と合議し、**自己評価**する。

受審事業所は上記の基本情報票と自己評価調査票を
訪問審査1か月前までに提出する

書面審査：(様式2) 基本情報調査票概要

(主な項目抜粋)

1.事業所の状況		前月	集計	人数
従業員	総職員実人数			
	看護職員実人数			
	理学療法士などの合計人数			
	事務職員の実人数			
資格等	認定看護師実人数			
	専門看護師数			
	精神科訪問看護届看護師数			
営業日	営業日数			
	営業以外の計画的な訪問の有無			
届出状況	緊急訪問看護加算 (介護保険)			
	24時間対応体制加算			

届出状況	機能強化型訪問看護管理療養費 (医療保険 (1・2・3))	集計	人数	
収支	収入			
	支出			
2.利用者の状況		前月	集計	人数
利用者数	利用者数 (医療・介護保険)			
	新規利用者数			
	人工呼吸器利用者数			
	褥瘡保有者数			
死亡者数	在宅死亡者 ターミナルケア療養算定			
	在宅以外死亡者数 ターミナルケア療養算定			
3.地域への取り組み状況		前月	集計	人数
	入退院時情報共有会議参加数			

書面審査：自己評価調査票（様式3）

問1 例)

1.理念・基本方針の実現に向けた中・長期事業計画を策定し、定期的に自己評価（進捗状況の確認・評価・見直しなど）を行っている

判断基準

- 1.理念・基本方針の実現に向けた中・長期事業計画を策定していない
- 2.理念・基本方針の実現に向けた中・長期事業計画を作成しているが、定期的に自己評価を行っていない
- 3.理念・基本方針の実現に向けた中・長期事業計画を策定しており、定期的に自己評価を行っている

自己評価	該当する判断基準を選択	1	2	3
------	-------------	---	---	---

評価の着眼点

- ①中・長期事業計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標を明確にしている。
- ②中・長期事業計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ③中・長期事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容になっている。
- ④中・長期事業計画について、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて定期的に自己評価を行っている。



評価調査者とは（サーベイヤー）

評価調査者は**書面審査**と**訪問審査**を実施し、第三者評価結果報告を行う

調査評価者
(サーベイヤー)



適切な評価を行うために、

- ① **サーベイヤー研修・実地研修を終了し、調査評価者として委嘱された方**
- ② **サーベイヤー研修受講要件を満たした方**
- ③ 調査時は倫理観を遵守する方

提出された自己評価調査票を基にインタビューと根拠となる書類等の確認を訪問時に行う

<研修受講者> <委嘱者>
● 看護師(29) ● 看護師(12)
● 理学療法士(1) ● 理学療法士(1)
計：30人 **計：17人**

<2025年度研修受講予定>
● 看護師 (5)
● 理学療法士 (2)
● **医師 (1)**
● **薬剤師 (2)** **計：10人**

訪問審査：所要時間4時間

時間	所用時間	項目
13時～13時20分	20分	サーベイヤ－事前打ち合わせ
13時20分～13時25分	5分	挨拶 自己紹介と本日の予定
13時25分～14時25分	60分	Structure的調査
14時25分～14時35分	10分	休憩
14時35分～16時05分	90分	プロセス的調査
16時05分～16時30分	25分	評価実施後サーベイヤ－のまとめ
16時30分～17時	30分	講評

ストラクチャー的調査

- インタビュー内容により事業運営の基盤整備内容を確認

プロセス的調査

- ① 訪問看護依頼
- ② 退院調整会議
- ③ サービス担当者会議
- ④ 契約
- ⑤ 訪問看護指示書
- ⑥ 訪問看護計画書
- ⑦ 経過記録など

①～⑦の一連のプロセスを確認

講評及び意見交換会

訪問審査終了後

サーベイヤー間で講評の取りまとめ



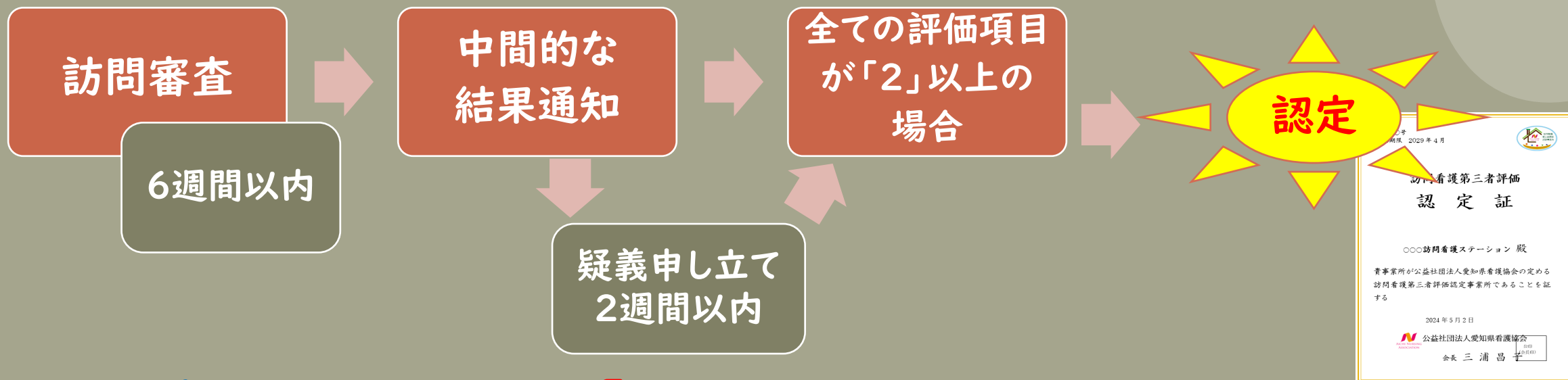
<講評及び意見交換会>
訪問審査で把握した優れた
取り組みや改善点などを
フィードバック

- 1.職員に笑顔や活気がありますね
- 2.一連の記録がきちんと残されています
- 3.感染マニュアルにこの内容を追加するといいですね



認定と認定保留について

A) <認定> 項目すべてが「2」以上の評価であれば「認定」となる



B) <認定保留> 項目に「1」評価がある場合は「認定保留」となる



疑義申立書と改善指摘事項・報告書について

様式 6 疑義申立書

愛知県看護協会
会長様

申立人氏名
住所
施設名

○年○に受領した中間結果報告書について、
疑義がありますので、次のとおり申し立て
を行います

結果報告書発行日

疑義申し立ての趣旨

疑義申し立ての理由

様式 7 改善指摘事項・報告書

施設名

改善を要望す
る事項及び項
目 NO.

NO.

改善要望事項
の概要

改善内容

確認審査結果

訪問看護第三者評価認定と公表

認定証



公表

1. ホームページ

- 1) 愛知県看護協会
- 2) 愛知県ナースセンター
- 3) 愛知県訪問看護協議会

2. 情報誌

- 1) 愛知県看護協会
- 2) 愛知県ナースセンター
- 3) 愛知県訪問看護協議会

◎ 訪問看護第三者評価認定事業所

認定された事業所を紹介いたします。

事業所紹介・メッセージ等

1. [刈谷訪問看護ステーション](#)
2. [稲沢市民病院訪問看護ステーションあしたば](#)
3. [藤田医科大学訪問看護ステーション緑](#)
4. [地方独立行政法人知多半島総合医療機構訪問看護ステーションきずな](#) (2025年4月改名 認定時 常滑市民病院訪問看護ステーション)
5. [JAあいち中央訪問看護ステーション](#)
6. [訪問看護ステーション太陽](#)
7. [高浜訪問看護ステーション](#)
8. [津島市訪問看護ステーション](#)
9. [碧南市訪問看護ステーション](#)
10. [海南訪問看護ステーション](#)

令和8年度 訪問看護第三者評価 受審事業所募集



訪問看護サービスの質の向上や
職員のやりがいにつながる第三者評価
を受けてみませんか。

対象

愛知県内の指定訪問看護ステーション

応募方法

- 1) 申請書提出（様式1申請書 ホームページよりダウンロード）
受審受付は、e-mailで行います。
受付後、1週間以内に電話またはメールでご連絡と
受審料のご案内をお知らせします。
- 2) 受審料（消費税別）の振り込み

①管理者が愛知県看護協会協会員である事業所	30,000円
②愛知県訪問看護ステーション協議会会員事業所	35,000円
③その他	60,000円

主な内容

訪問看護第三者評価の詳細は、愛知県
看護協会ホームページの右記のバナー
またはQRコードよりご覧になれます。
《第三者評価の説明・認定事業所の動画等》

訪問看護
第三者評価



募集締切 (申請書提出)

第1回 令和8年 6月10日(水)
第2回 令和8年12月10日(木)

裏面
説明会
のご案内

お問合せ
申込み
窓口

公益社団法人 愛知県看護協会
訪問看護総合支援センター

TEL:052-908-8836
e-mail: houkan-shien@aichi-kangokyokai.or.jp

AICHI NURSING
ASSOCIATION

本日は、
ありがとう
ございました

